

平成18年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成18年度第1回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成18年4月26日(水) 午前10時00分～12時00分
場所	宇治市役所6階 602会議室
出席者	(委員)市川委員 松岡委員 川村委員 近藤委員 保田委員 青木委員 (事務局)中谷副市長 塚原市長公室長 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 波戸瀬主事 堀井主事 (傍聴者)4名
1 開会	(1)報告事項について(事務局) 今回から会議の公開をおこなうこと 出欠等について
2 委嘱状の交付	
3 副市長挨拶	
4 会長等の選出	(1)概要説明(事務局) 会長等の選出は委員の互選によるとなっているが、前会長及び委員1名が欠席ということもあるので、選出は次回に回すことと、本日の進行に限っては前回までの職務代理者である市川委員に任せることを提案する。 (2)結論 異議はなく事務局の提案どおりに決定する。
5 会議録について	(1)概要説明(市川委員) 前回の会議録の原案について、事前に委員に送付されていて特に意見がないということであるが、これで確定してよいか確認する。 (2)結論 特に意見もなく、案のとおり確定した。
6 個人情報保護制度の見直しについて	(1)個人情報の定義(前回からの続き) 論点3(法人の役員に関する情報を個人情報の定義に含めるか。) ア 概要説明(事務局) 事務局が再調査をした資料3「個人情報保護制度と情報公開制度との関係について」の内容を説明した上で、個人情報保護条例の定義上の「個人情報」と情報公開条例の

非公開情報としての「個人情報」を完全に合わせることはできないので、法人の役員に関する情報を個人情報の定義に含めることについては事務局案のとおりとした上で、両者の調整については運用により行いたい旨説明する。

イ 審議

(委員) 京都府や西尾市のやりかたでいくと、審議会や審査会の意見を聴くとなっているが個別に聴くわけにはいかないもので、事前に典型的に(承認を)もらっているとのことである。

(委員) 京都府ないしは西尾市のやり方をとっても事実上、扱いは同じということか。

(事務局) 現行では第9条第1項第3号で認めているので実務上は変わることはない。ただ、明確になり、分かりやすくなるという面はある。「出版、報道等」の中に情報公開請求によって公開される情報だからというのをどこまで読み込めるのか、やや疑問があるかもしれない。

(委員) 厳密に言うと「出版、報道等で公にされているもので提供することが正当であると認められるとき」というと、既に出版や報道により公にされていないといけない。だから、これから市が情報提供で公にするというのは、厳密には、第3号にはあたらない。(第9条第1項第3号は)例外規定であるのに拡張解釈するのは問題があるような気がする。第5号では審議会で類型化が必要となるが、こちらの方が明文で明らかにすることができ、明確になるのではないかと思う。現在もそういった類型はいくつかあるのか。

(事務局) いくつか典型的に承認をいただいたものはあるが、それに当てはまるものはない。

(委員) 審議会の承認をもらうというところは、資料にでていないが別に規定はあるのか。

(事務局) ある。省略しているだけで第9条第3項にある。

(委員) 私は第9条の中で審議会の意見を聴いて、あらかじめ類型化して例外を作っておく方向がよいのではないかと思う。

(委員) 私もそう思う。但し、京都府の類型では類型になっていないのではないか。「一般に情報提供するため」では何でも認められてしまう。

(委員) 西尾市の類型ならまだわかる。しかし、これも同じことを反対側から書いているだけなので、これでいいのかという感もある。

(委員) 規定ぶりについては、今後研究するというのでいいのでは。確かに(京都府の)「公表される場合があると想定されるもの」というのは、これはどうなのかと思う。

(委員) これは矛盾では。これから公表するというふうに想定するといえれば何でも公開されてしまう。これでは全然限定にならない。その想定がいいかどうか問題となるはず。基準そのものは別途議論するとして、明確になるのに一番いいのは後者の方式、京都府や西尾市のような方式で宇治市も解釈する方が筋がいいと思う。

ウ 結論

事務局の案のとおり個人情報の定義に役員の情報を含める方向で、審議会の意見をとりまとめることとなった。また、情報公開制度との関係では、審議会の新たな類型承認を得ることとなった。

(2) 収集の制限（前回からの続き）

ア 論点1 本人から直接書面に記録された個人情報を収集するときの、利用目的の明示規定を設けるか。

(ア) 概要説明（事務局）

資料2ページの2(1)の「論点と考え方」のうち論点1と資料4「本人から個人情報を収集する事務事業一覧」の内容について説明した上で、実際に利用目的を明示しなければならない事務事業数を特定するためには、全ての事務事業について個人情報の取得の状況等を各課から聞き取り調査することが必要であるため、現時点では明らかにできないこと、大阪市では取得の状況に関係なく積極的に利用目的の明示をする運用を行っていることを説明した上で、前回の審議会の意見を踏まえて、利用目的の明示については事務局としても積極的に考えていきたいことを説明した。

(イ) 審議

(委員) 利用目的の明示をすることは、事務的には相当大変か。

(事務局) 制度的に出来上がってしまえばそれほどではないと思う。準備段階で、どの事務事業で、どのような方法で明示するのかを調査しなければならない。準備段階がむしろ大変だと思う。

(委員) 全ての事務事業でやるわけではない。国の規定でも、取得の状況からして利用目的が明らかな場合は、除外しているので、そのようにすれば良い。

(ウ) 結論

事務局案から変更して、利用目的の明示規定を設ける方向で審議会の意見をとりまとめることとなった。

(3) 電子的結合の処理制限

ア 論点1 電子的結合（オンライン結合）の原則禁止規定を維持するか。

(ア) 概要説明（事務局）

資料4ページ4(1)の「論点と考え方」のうち論点1の内容について説明し、これまでの電子的結合が実際に行われている例としては、住基ネットがあるが、これは法律に基づくものであること、審議会の意見を聞いて電子的結合を行っているものはないことを付け加える。

(イ) 審議

(委員) 電子的結合とは、住基ネット以外で、具体的にどんなものが考えられるか。

(事務局) LGWAN(Local Government Wide Area Network)が考えられる。全国的に進められているものであるが、現在京都府が中心となって府下市町村の文書管理システムを一ヶ所で一括管理する計画が進められている。

(委員) そのような場合は、法律か条令が制定されるのではないか。

(委員) 電子的結合がされる場合は、多くの場合法令の規定に基づくものであるので原則禁止規定が役立つことは少ないが、介護保険で平成18年4月より国と都道府県でケアマネージャーの登録情報をオンライン化した。これについては法令の規定がないので、このような場合には、電子的結合の原則禁止規定は有効である。

(委員) 条例の規定について、「公益上必要」というような規定はないが、これは入れた方がよいのではないか。

(ウ) 結論

事務局の案の方向で、審議会の意見を取りまとめることとなった。

(4) 個人情報取扱事務登録

ア 論点1 個人情報取扱い事務登録制度を維持するか。

(ア) 概要説明(事務局)

資料5ページの5(1)の「論点と考え方」のうち論点1の内容について説明する。

(イ) 審議

(委員) 個人情報ファイルの定義はどうなっているか。

(事務局) 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定されているが、第1号が保有個人情報を電子計算機を用いて体系的に構成したもの。第2号で紙媒体も含めている。電子計算機処理したものに限定していない。

(委員) 現行の登録簿には、ファイルを登録する項目があるのか。

(事務局) 厳密には簿冊名が登録されている。個人情報ファイルがあれば、そこに登録される。

(委員) 現在は個人情報が検索できるような形でまとめて利用している場合でなくても、個人情報取扱事務が生ずればそれに関する事項を登録して明らかにするというシステムを宇治市はとっているわけだが、これにより特に事務上の支障はないのか。

(事務局) 登録制度ができてから安定的な運用ができています。ファイル登録だけに限定する意義はないと思われる。

(ウ) 結論

事務局の案の方向で、審議会の意見を取りまとめることとなった。

(5) 請求権者

ア 論点1 任意代理を認めるか。

(ア) 概要説明(事務局)

資料6ページ6(1)の「論点と考え方」のうち論点1、6(2)「平成17年度市政モニターアンケートの結果(抜粋)」問11及び追加資料の三重県の個人情報保護条例第14条2項について説明し、本人が病気等で来庁できない特別の事情がある場合であっても、できる限り開示請求の手続きを行うことができるような運用を行っている旨付け加える。

(イ) 審議

(委員) 本人の確認はどのように行っているのか。

(事務局) 運転免許証などでおこなっている。

(委員) 窓口に来てもらうのが前提か。

(事務局) 窓口に来てもらっている。電話では本人かどうかわからない。

(委員) 郵便で送ってきてそれに応じることはないのか。

(事務局) 通常は郵便で受けるときと開示するときの2回会うので、実際に開示するとき最終確認させていただければよいのかと思う。請求の段階では運転免許証のコピー等をつけてもらい、便宜上請求を受け付けて、開示するときは何らかの形で対面する努力をしている。ただ、事例としては少ない。基本的には2回来てもらうという説明をしている。

(委員) 代理とすると委任関係をどのように確認するかという問題がある。

(事務局) 特に家族間で利害が衝突している場合は委任状だけでは不都合。

(委員) 任意代理は色々な危険がでてくると思う。

(委員) 本人が開示請求するというのは、文言からすると、必ず市役所に来て請求しなければならないと、読まなければいけないということはない。普通は来ていただいて本人確認させていただくだろうが、例外的事情があればそういう形でなく本人確認をするということもありうるということで、これはあくまで運用の問題である。実際、これまでそういうかたちでやっているのであればいいのではないかと思う。あくまで本人が請求する、ただ、本人が市役所まで来ることができない場合は、色々な工夫をして本人であること・本人の意思であることを確認して個人情報を開示するように努めるということが必要。

(委員) 未成年者が自分の個人情報を開示請求するときにはどのような取扱いをしているのか。何歳以上であれば本人だけでできるのか。

(事務局) 実際の運用上では事例がないが、大体15歳くらいを目処に考えている。

(ウ) 結論

事務局の案の方向で、審議会の意見を取りまとめることとなった。

イ 論点2 死者の個人情報に対する請求権を認めるか。

(ア) 概要説明(事務局)

資料6 ページ6(1)の「論点と考え方」のうち論点2、6(2) 「平成17年度市政モニターアンケートの結果(抜粋)」問10、「「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いに関する報告書」(東京都 平成9年3月)の概要」及び追加資料「死者の個人情報開示請求」の内容について説明する。

(イ) 審議

(委員) 結局請求人の個人情報となるか、ならないかの問題だと思う。

(事務局) 一律的に認めた場合、2親等であれば例えば10数年来連絡が取れなかった関係の親子であっても請求できるとか、単に親子関係があるだけで請求ができてしまうが、疎遠である場合にも認めていいのかどうか。条例に書いてしまえば認めざるをえないというかたちになるので、実質的な判断をする余地があった方がよいというのが事務局として考えているところである。

(委員) これでいいと思うが、少し疑義があるのは、生存する個人に関する情報であると認められるのは場合によっては狭くなってしまわないか。事故で亡くなったとすると、事故の状況というのは遺族の個人情報なのと言われると、少し違う気がするがどうか。規定の仕方の工夫によるかもしれないが、考え方としては基本的には死者にもプライバシーがあり、みだりに開示されない。本人は亡くなっているのだから開示請求権はないので例外として考えるという方向はよいと思うが、そこが気になった。

(委員) 仙台市、横須賀市が直ちにいいかは別にして、これはなかなか細かい。相続、遺贈、固有の慰謝料請求権の話まで書いてある。いまでも固有の慰謝料請求権の発生原因となる関連事実と読み込めばいけるのか。

(委員) 損害賠償を請求する気はないが実情を知りたいという人をどうするかという問題はあある。

(委員) これは法の解釈としては苦しい。自分の配偶者が市立病院に入院していて医療過誤で亡くなったので損害賠償請求がしたいという場合、自分の配偶者がどのような治療を受けて本当に医療過誤があったかどうか、あったのであれば自分の損害賠償請求権が発生するとなるが、自分のもっている権利に関する情報であることは明らかだが、自己の個人情報かという苦しい。

(事務局) 運用の問題になるが、例えば損害賠償請求権等に関する情報という場合に、遺族の損害賠償請求権といえるかどうかというのが判断として難しい。例えば確定判決が出ていて損害賠償請求権があると認定されれば問題ないが、認定されていない場合にはなかなか認められていないのが実情と思う。実際のところ、公立病院のカルテの開示については、条例上で言えば外部提供のひとつの類型として運用されているところが多い。実際に(権利の)確定が先なのか、(情報を)出すの

が先なのかという問題が出てきうる。

(委員) 大阪府では、遺族が病院での記録の開示を請求する場合、第三者への提供となるので外部提供の禁止の例外ということになる。この例外については審議会の審査を受けるということになっているので、個別に実施機関が説明にきて承認する形になっている。これはかなり厳密。先ほど事務局が言ったように、遺族と本人とのこれまでの関係などもあるので、そういう点も含めて亡くなった方のプライバシー保護という観点からして問題がないか一々審議会がチェックしているが、これはこれでやりすぎな気がしないでもない。

(委員) これが運用でいけるといいう枠組みがそもそも無理のないものかどうか、少し疑問に感じるところもある。

(委員) 一定の人に一律に認めるよりはまだ良いのではないかと思う。

(委員) 追加資料の宮城県、岩手県、三重県は死者については権利能力がなく(保護しなくて)いいというのに近い発想か。

(委員) これらの条例は死者の個人情報も(保護対象に)含めるという条例になっている。国の法律は生存する個人に限定しているが、宇治市の現行条例は限定(規定)を置いていない。死者の個人情報も保護対象になるという枠組みになっている。前回の審議会ではこれを継続しようということであった。

(委員) そういう考え方に立つのであれば、(死者であっても)個人情報であるから原則は否定。ただし、遺族の個人情報でもある場合は、例外として認めるという基本的な姿勢は妥当でないかと思う。

(委員) 亡くなった人の情報が、どの範囲で相続人等の一定人の個人情報になるのかわからない。先ほどの説明で、賠償請求権は確定判決をとらないといけないとなると仕事にならない。それを判断するためかなり広く情報を出すほうが医療機関としてもフェアだと思う。

(事務局) そのあたりを含めてもう少し資料を揃えて次回に再度審議を行うことにしたい。

(委員) 今日は決めがたいところがある。条例で規定しているところは今日紹介してもらったが、その他の東京都や大阪府等他の処理の仕方、(遺族の)個人情報となる場合について他の自治体もどこまでこれで処理できているのか、こうした点について調べていただいて、その上で次回という形ではどうか。

(ウ) 結論

次回、事務局にて再調査を行った資料を提示して、再度審議を行うこととなった。

(6) 開示・不開示の基本的考え方

論点1 開示義務を明記するか。

ア 概要説明(事務局)

資料7ページの7(1)の「論点と考え方」のうち論点1の内容を説明する。

イ 審議

(委員) 開示義務があるということは条文上明らかなが、よりわかりやすくするためそういう表現のほうがいいということか。本人の情報コントロール権を認めるということをより明確にするのだからこれでよいと思う。

ウ 結論

事務局の案の方向で、審議会の意見を取りまとめることとなった。

(7) 部分開示

論点1 部分開示の規定を設けるか。

ア 概要説明(事務局)

資料8ページの8(1)の「論点と考え方」のうち論点1の内容を説明する。

イ 審議

(委員) 先の論点で、一定の情報が含まれている場合を除き当該個人情報を開示しなければならないという規定を置けば、一部に不開示情報が含まれている場合は、部分開示でその部分を消して残りを開示しなければならないという規定は不可避である。(開示義務規定の)規定を変更することに伴ってこういう部分開示の規定を設けなければいけなくなるので、案の通りとせざるをえない。

(事務局) 論点の整理の仕方としては、「開示・不開示の基本的考え方」の論点2としてもいいような内容であった。

ウ 結論

事務局の案の方向で、審議会の意見を取りまとめることとなった。

5 報告その他

(1) 実施状況の報告(追加)

前回の審議会において実施状況の報告を行った際、部分開示をする場合と対象外となる情報を含む場合との開示の仕方について事務局の説明が不十分なものがあったため、再度報告をした。

(2) 次回以降の日程調整

次回、次々回の開催について、以下の日程において開催することが確認された。

ア 次回 平成18年5月31日(水) 午前10時～ 602会議室

イ 次々回 平成18年6月28日(水) 午前10時～ 602会議室